

令和5年第1回筑西市教育委員会定例会会議録

招集日時	令和5年1月19日(木) 午後2時00分 (開会:午後2時05分 ~ 閉会:午後2時25分)
場 所	筑西市丙360番地 本庁舎3階 筑西市教育委員会302会議室
出 席 者	教育長:小室高志、教育長職務代理者:吉澤貴美子、教育委員:塚本真実、教育委員:草間武、教育委員:山口雅敏
欠席委員	なし
傍 聴 者	なし
委員以外の出席者	教育部長:鈴木敦史、次長:島村信之、次長:入山克巳、学務課長:根本薫、指導課長:池田いずみ、義務教育学校整備推進課長:市塚文夫、生涯学習課長:寺内智恵子、文化スポーツ課長:成田佳輝、生涯学習センター長補佐:池田健、学務課学校総務グループ課長補佐:木村拓夫、学務課学校総務グループ主任:相野谷直子
議 案	報告第1号 スクールバスの通学方法の再検討に関する請願について 報告第2号 筑西市青少年センター運営協議会委員の委嘱について 議案第1号 筑西市立体育館条例の一部を改正する議案の市議会提出について 議案第2号 筑西市立公民館条例の一部を改正する議案の市議会提出について
議事の概要	小室教育長: みなさん、こんにちは。ただ今より、令和5年第1回筑西市教育委員会定例会を開会します。それでは、2. 議事に入ります。報告第1号スクールバスの通学方法の再検討に関する請願について、報告をお願いします。 義務教育学校整備推進課長: 報告第1号スクールバスの通学方法の再検討に関する請願についてご説明します。令和4年11月30日付、筑西市海老ヶ島在住の「子どもたちの安心安全な通学環境を考える会」の代表者外367名から、筑西市議会議長あて「スクールバスの通学方法の再検討に関する請願」の提出がなされ、受理されたのち、12月20日の市議会福祉文教委員会に付託されました。委員会で審査した結果採択され、更に本会議でも可決されました。この結果を受けて筑西市議会議長より、筑西市長宛、請願の送付を受けたものです。

議長から送付を受けた請願について、読み上げてご説明します。なお、請願に際し必要な紹介議員は4名です。

先ず要旨ですが、「通学距離を道のりで3km以上に制限せず、スクールバスの利用を希望する児童に対しては利用を認めるものとし、安心安全な通学の確保を求めするため、再検討を請願する。通学路は道幅が狭く歩道が整備されていない箇所が多いため、児童・生徒の接触事故が起きるのではないかと保護者が懸念を抱いている。」という内容です。

次に、請願事項ですが、「1 スクールバス利用基準を距離で定めるのではなく、海老ヶ島エリアは児童数も多く、中学生の自転車通学と時間帯も重なり危険が増すため、乗降所を新たに設けることを望む。」「2 自警団の配置や通学路の安全確保を徹底していただきたい。」という内容です。

なお、この請願については、9月末から10月上旬にかけて開催した、明野地区小学校5校におけるスクールバスの運行に係る保護者説明会の意見を経て、明野地区準備委員会PTA部会において、11月25日に「スクールバス運行計画案の修正案」として見直しを行いました。この内容を保護者も含めた明野地区の皆さんに周知する前に、請願の提出を受けたものです。そのため、修正した新しい計画案を知らずに、結果、6月23日時点の古いスクールバスの運行計画案に対して、請願を受けたということになります。

そのため、この請願内容については、明野地区準備委員会PTA部会はもとより、明野地区準備委員会委員の皆さんにご説明しご意見をいただきたいと考え、1月16日に準備委員会を開催したところです。

当課としては、これまで検討委員会でご協議いただいた「スクールバスの運行計画（案）」に対し、このような請願が出されたことは非常に残念な結果であると感じていますが、当課で開催しました明野地区小学校5校での保護者説明会における説明や、これまでの周知についても至らなかった結果であると感じているところです。

今後は、この請願が提出されたことについて、明野地区準備委員会で協議を進めるとともに、保護者等への周知についても改善を図り、理解の得られるスクールバスの運行計画の策定に向けた手続きを進めていきたいと考えています。

説明は以上です。どうぞよろしく申し上げます。

小室教育長： ただいま、報告第1号について説明がりましたが、質問等ありましたらお願いします。

草間委員： 請願書の中に「乗降所を新たに設ける」とありますが、6月に周知した運行計画案の乗降所とは違う場所に設けてほしいということですか。

- 義務教育学校整備推進課長： 請願内容からすると、海老ヶ島に新たな乗降所を設けてほしいということだと受け止めています。6月時点での運行計画案では、学校から3km周辺のところに23か所の乗降所を計画していましたが、11月の修正案では、3km周辺にある乗降所まで行けば誰でもバスを利用できるという修正を行いました。ところが、保護者への周知前だったためこのような請願になったと思われます。
- 草間委員： 海老ヶ島は、学校から3km以上ないですよ。
- 義務教育学校整備推進課長： 海老ヶ島もエリアによって距離は様々ですが、大村小地区で約1.1kmです。3km未満の場所への乗降所設置の要望ということになります。
- 塚本委員： 3km未満だけれど、接触事故などの懸念事項があるため乗降所を設置してバスを利用させてほしい、という要望ということですか。
- 義務教育学校整備推進課長： そうということになります。
- 塚本委員： 海老ヶ島は歩いて通学できる距離ですよ。
- 小室教育長： そうですね。他の小学校区では、海老ヶ島よりも長い距離を歩いて通学しています。
- 吉澤委員： 通学路は、どの地域でも見方によって危険な場所はあり、子ども自身の注意や地域の見守りによって、子どもも経験を重ねながら安全に通学をしているのだと思います。
- 草間委員： 3kmを基準にしないで、希望する児童の利用を認めるとなると、運用がとても難しくなると思います。乗降所まで3km以上ある児童が利用する場合や、送り迎えの混雑などの問題も出てくるのではないのでしょうか。また、通学班の中で、バスを利用する児童と利用しない児童に分かれてしまい、通学班が少人数になってしまうケースも考えられます。
- 義務教育学校整備推進課長： スクールバスの運行は、小学校の統合により遠距離通学になる児童を救うことが当初の目的でした。筑西市で児童を乗せるスクールバスの運行は、明野五葉学園が初めてのケースになりますので、今後他の地区で運行することになった場合のベースとなります。他の地区では、4km以上歩いて通学しているケースもありますが、明野地区の実態を見ると3km以上歩いて通学している児童がいないため、3kmを遠距離通学の基準として協議してきました。
- 草間委員： 桜川市で統合が行われた際、同じ通学班の中でバス利用ができる児童とできない児童に分かれてしまい混乱

したケースがあったそうです。そういった細かい問題が発生したときに、「3km」といった基準がしっかりしていないと、対応が難しくなってしまうと思います。

義務教育学校整備推進課長： 準備委員会では、海老ヶ島に乗降所を設置すると、同じくらいの距離で通学する児童が他の地区にもいるため、公平公正の観点からすると違うのではないかという意見もありました。請願に対する明確な方針までは決まっていますが、こういった意見も踏まえて協議を進めていきたいと考えています。

小室教育長： 引き続き、検討していきたいと思います。よろしいでしょうか。
続きまして、報告第2号筑西市青少年センター運営協議会委員の委嘱について、説明をお願いします。

生涯学習課長： 報告第2号筑西市青少年センター運営協議会委員の委嘱についてご説明します。
筑西市青少年センター規則第5条において、当運営協議会の委員は25人以内をもって組織し、教育委員会が委嘱すると規定されており、また、第6条において、委員の任期は2年とすると規定されています。
既に、24名の委員を令和4年1月1日から令和5年12月31日までの任期2年委嘱していましたが、民生委員児童委員の一斉改選に伴い、令和4年12月1日付けで新たな民生委員児童委員の委嘱があったことから、主任児童委員の代表として新たな委員の委嘱をするものです。
委嘱期間は、令和4年12月1日から前任者の残任期間となります。
説明は以上です。よろしくをお願いします。

小室教育長： ただいま、報告第2号について説明がありました。よろしいでしょうか。
続きまして、議案第1号筑西市立体育館条例の一部を改正する議案の市議会提出について、説明をお願いします。

文化スポーツ課長： 議案第1号筑西市立体育館条例の一部を改正する議案の市議会提出について、ご説明します。
関城中学校の南側に所在する河内公民館の敷地内に関城体育センターという体育館があります。この体育館は昭和52年12月に建築され、すでに40年以上が経過しているため老朽化が進んでおり、更には、平成30年度に耐震診断を行ったところ、「大規模地震に対しては倒壊又は崩壊する危険性が高い」と診断されました。この結果に基づいて、令和元年10月1日から市民の利用を停止しています。
その後「関城地区における今後の公共施設の在り方協議会」において、今後の公共施設の方向性について慎重な協議を行った結果、建物の改修や建て替えをすることなく、体育施設としての用途を廃止することで合意が

成されたことから、当該施設の用途廃止に向けて、筑西市立体育館条例の一部を改正する旨の議案を市議会に提出したいと考えています。

改正内容は、条例中の関城体育センターの設置及び利用料金に関する規定を削除するものです。

なお、施行日は来年度令和5年4月1日からです。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

小室教育長： ただいま、議案第1号についてご説明いただきましたが、ご質問等がございましたらお願いします。

塚本委員： 施設は解体するということですか。

文化スポーツ課長： 予算が確保されてから、解体することになると思います。

塚本委員： この施設をよく利用していた団体に不便が出るなど、利用状況については大丈夫なのでしょうか。

文化スポーツ課長： 令和元年10月1日の利用停止の時点で、利用団体に説明をし、他の施設を利用できるようサポートするなどの対応をとっており、問題なく他の施設で活動していただいています。

小室教育長： よろしいでしょうか。それでは、議案第1号について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

各委員： 【挙手全員】

小室教育長： 挙手全員であります。よって、議案第2号について、原案どおり可決いたします。

続きまして、議案第2号筑西市立公民館条例の一部を改正する議案の市議会提出について、説明をお願いします。

生涯学習センター長補佐： 議案第2号筑西市立公民館条例の一部を改正する議案の市議会提出について、ご説明します。

河内公民館及び黒子公民館は、建築後40年以上が経過し老朽化が進んでおり、平成30年度に実施した耐震診断の結果、大規模地震が発生した際には建物が倒壊する危険性があることが判明しました。そのため、両施設共に令和元年7月1日から利用を中止していましたが、用途廃止が決定したため、条例の改正を行うものです。

改正内容は、別表1の筑西市が設置している公民館の一覧から「河内公民館」及び「黒子公民館」を削り、別表12「河内公民館の使用料」及び別表13「黒子公民館の使用料」に係る規定を削り、関係条項を整理するものです。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

協 議

小室教育長： ただいま、議案第2号についてご説明いただきましたが、ご質問等がございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。それでは、議案第2号について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

各 委 員： 【挙手全員】

小室教育長： 挙手全員であります。よって、議案第2号について、原案どおり可決いたします。
続きまして、3. 協議に入ります。(1) 次回教育委員会定例会について、説明をお願いします。

学 務 課 長： (1) 次回教育委員会定例会につきましては、2月16日(木)午後2時から開催します。
また、1月31日(火)午前10時から、臨時会を開催する予定です。

小室教育長： よろしいでしょうか。続きまして、(2) その他協議事項について、委員のみなさんから協議したい事項について、なにかございましたら挙手をお願いいたします。
よろしいでしょうか。
以上をもちまして、令和5年第1回筑西市教育委員会定例会を閉会します。